

配布先：岡山県政記者クラブ、倉敷市役所記者クラブ

発表日	令和8年7月21日
発表者	国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

河川空間の利用者を募集します

高梁川水系小田川の河川敷について、河川空間の利用者を募集します。

小田川河川内の樹木伐採により創出されたスペースを活用し、河川への親しみや魅力的な地域づくりに繋げるため利用可能な河川空間を広く地域の方々にお知らせし、新たな利用ニーズを掘り起こすと共に、樹木の再繁茂対策にも役立てることを目的としています。

■公募内容

- 1.場所 : 高梁川水系小田川の国管理区間の一部 『川辺④』
- 2.利用期間: 河川利用についての許可の日から1年間を標準とする
(1年未満の利用に関する応募を妨げない)
- 3.応募期間: 令和8年7月21日(火) ~ 令和8年8月21日(金) 17:00
- 4.応募様式: 公募説明書記載のとおり
(当事務所のホームページにも掲載します)

※公募についての詳細は、『小田川の樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用者の募集の公示』及び『小田川の樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用公募説明書』をご覧ください。

問い合わせ先：国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

総括保全対策官 きよつな やすし
清綱 保志
管理課長 やまもと としかず
山本 智一

TEL 086-223-5101 (代表)
086-223-5194 (管理課直通)

岡山河川事務所では、X(エックス)による情報発信を行っています。



岡山河川事務所HP



岡山河川事務所X

小田川の樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用者の募集の公示

令和8年7月21日

次のとおり、「樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用者」を募集します。

1. 公募の名称

小田川の樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用者の募集

2. 公募の内容

国土交通省が実施している小田川河川内の樹木伐採により、新たに多くのオープンスペースが創出されます。創出されたスペースを活用し、小田川への親しみや魅力的な地域づくりに繋げるため、利用可能な河川空間を広く地域の方々にお知らせし、新たな利用ニーズを掘り起こすと共に、樹木の再繁茂対策にも役立てるものです。樹木の再繁茂抑制に資する利用として河川敷地の「地域住民の福利厚生のための利用」、「地域防災活動のための利用」、「河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりのための利用」、「河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のための利用」、「住民の生活又は事業のために必要な利用」を募集します。

※ 詳細は公募説明書のとおり

3. 公募する河川空間利用の期間

河川利用についての許可の日から1年間を標準とする(1年未満の利用に関する応募を妨げない)。

4. 公募する河川空間利用の場所

高梁川水系小田川の国管理区間の一部(詳細は公募説明書のとおり)

5. 公募に参加可能な主体

公募に参加できる者は、次の各号に掲げるものとします。

ただし、「過去3年間(令和5年度～令和7年度)に許可(河川法(昭和39年法律第167号)第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)に係る承認, 第24条(土地の占用の許可), 第25条(土石等の採取の許可), 第26条(工作物の新築等の許可), 第27条(土地の掘削等の許可))を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者」、「公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者」、「公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者」、「公募期間中において、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」、「直近1年間(令和7年度)の税を滞納している者」、「警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者」は公募に参加できません。

一 国又は地方公共団体(道路管理者, 都市公園管理者, 下水道管理者, 港湾管理者, 漁港管理

者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)

- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。)の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者
- 七 河川空間を利用することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等

6. 応募手続き等

① 応募に必要な書類

公募説明書に添付の応募様式に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、いずれかにより、応募書類送付先へ送付して下さい。

② 応募締め切り

締切り: **令和8年8月21日(金)**(郵送の場合、当日消印有効)

③ 電話でのお問合せ受付時間

9:00～16:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

④ 応募書類送付先・問い合わせ先(応募書類の受付及び問合せ窓口)

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36

中国地方整備局 岡山河川事務所 管理課

電話 086-223-5194(ダイヤルイン)

FAX 086-234-2298

なお、問合せの内容によって、別途担当者より回答するため、時間をいただく場合があります。

7. 河川法の許可等手続

河川法第24条(土地の占用の許可)の許可を受けるとともに、利用の形態によっては、別途河川法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)に係る承認、第25条(土石等の採取の許可)、第26条(工作物の新築等の許可)、第27条(土地の掘削等の許可)に係る許可等を必要とする場合があります。選定した後、手続きの方法等について、別途説明します。

8. 利用者の選定方法

送付された応募書類を基に、公募に参加可能な主体及び公募する利用形態の条件を満足していると判断したものうち、河川管理への支障が無く、樹木の再繁茂抑制効果が最も高いと判断した者を選定します。なお、選定にあたり樹木の再繁茂抑制効果が同程度と判断した者が競合した場合

には、抽選により選定する場合があります。また、利用形態に応じた、河川法に基づき必要となる承認や許可が得られない場合は選定を取消します。

また、選定にあたって、必要な追加情報収集あるいは履行の确实性の確認等のために、応募者にヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングの求めに応じていただけない場合は選定しません。

応募後又は選定後に辞退される場合には、書面により辞退の旨を提出ください。なお、選定通知後に辞退者が生じた場合には、同一募集箇所の他の応募者から繰り上げ選定する場合があります。

9. その他

- ① 応募手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、「6. 応募手続き等④応募書類送付先・問い合わせ先」に同じとします。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行いません。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効とします。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりです。

以上

小田川の樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用公募説明書

1. 公募に参加可能な主体

公募に参加できる者は、次の各号に掲げるものとします。

ただし、「過去3年間(令和5年度～令和7年度)に許可(河川法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)に係る承認, 第24条(土地の占用の許可), 第25条(土石等の採取の許可), 第26条(工作物の新築等の許可), 第27条(土地の掘削等の許可))を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者」, 「公募期間中において, 予算決算及び会計令第70条又は第71条の規定に該当するとして, 指名停止等を受けている者」, 「公募期間中において, 会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者」, 「民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」, 「直近1年間(令和7年度)の税を滞納している者」, 「警察当局から, 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり, 当該状態が継続している者」は公募に参加できません。

- 一 国又は地方公共団体(道路管理者, 都市公園管理者, 下水道管理者, 港湾管理者, 漁港管理者, 水防管理者, 地方公営企業等である場合を含む。)
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構, 独立行政法人都市再生機構, 地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者, 水上公共交通を担う旅客航路事業者, ガス事業者, 水道事業者, 電気事業者, 電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体, 公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。)の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者
- 七 河川空間を利用することが必要やむを得ないと認められる住民, 事業者等

2. 応募手続き等

① 応募に必要な書類

別添応募様式に必要事項を記入のうえ, 郵送, FAX, いずれかにより, 応募書類送付先へ送付して下さい。

② 応募締め切り

締切り: **令和8年8月21日(金)** (郵送の場合、当日消印有効)

③ 電話でのお問合せ受付時間

9:00～16:00(土曜日, 日曜日及び祝日を除く毎日)

④ 応募書類送付先・問い合わせ先(応募書類の受付及び問合せ窓口)

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36

中国地方整備局 岡山河川事務所 管理課

電話 086-223-5194 (ダイヤルイン)

FAX 086-234-2298

なお、問合せの内容によって、別途担当者より回答するため、時間をいただく場合があります。

3. 利用者の選定方法

受理した応募書類の内容を基に、公募に参加可能な主体及び公募する利用形態の条件を満足していると判断したもののうち、河川管理への支障が無く、樹木の再繁茂抑制効果が最も高いと判断した者を選定します。なお、選定にあたり樹木の再繁茂抑制効果が同程度と判断した者が競合した場合には、抽選により選定する場合があります。

また、利用形態に応じた、河川法に基づき必要となる承認や許可が得られない場合は選定を取り消します。

また、選定にあたって、必要な追加情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、応募者にヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングの求めに応じていただけない場合は選定しません。

応募後又は選定後に辞退される場合には、書面によって辞退の旨を提出ください。なお、選定・非選定通知後に辞退者が生じた場合には、同一募集箇所の非選定者から繰り上げ選定し、次回応募締め切り日までに通知する場合があります。

4. 選定結果の通知

選定結果については、応募者へ電子メール又は郵送等によって通知します。

5. 利用区域と利用条件等の情報

別添図面(利用公募箇所)のとおり

6. 公募する利用の形態

以下のいずれかに該当するもののうち樹木の再繁茂抑制効果が期待される利用を対象とします。

一 地域住民の福利厚生のための利用

- ・公園、緑地又は広場
- ・運動場等のスポーツ広場
- ・キャンプ場等のレクリエーション広場
- ・バーベキュー場
- ・公園に併設されるドッグランなど

二 地域防災活動のための利用

- ・地域防災活動のための訓練場 など

三 河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりのための利用

- ・花壇など

四 河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のための利用

- ・河川教育
- ・学習広場

- ・自然観察広場など

五 住民の生活又は事業のために必要な利用

- ・採草放牧地など

7. 河川法の承認、許可に際し付す条件

選定後、利用形態に応じて必要な手続き及び承認、許可に際して付す条件を河川管理者から提示します。

予め、利用形態に応じた条件等の確認を希望する場合は、「2. 応募手続き等④応募書類送付先・問い合わせ先」を通じて照会下さい。

8. 公募する利用の期間

河川利用についての許可の日から1年間を標準とする(1年未満の利用に関する応募を妨げない)。

9. 利用にあたって実施すべき安全対策等

- ① 利用にあたっては、事故の発生、第三者災害の防止に努め、事前に、近隣住民・関係団体との調整を図ってください。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設や他の管理者の施設を損傷させないように注意し、破損した場合には河川管理者の指示に従い原形復旧して下さい。
- ③ 利用箇所においては使用機材等の整理整頓に努めて下さい。
- ④ ゴミ等を放置しないものとし、利用後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めて下さい。

10. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、利用者やその他の河川利用者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて利用者に指導を行う場合があります。
- ② 河川管理者は、利用者が河川空間を利用するにあたって、周辺地域住民に迷惑をかけること、又は周辺に生息する希少種に影響を及ぼすことの無いように、必要に応じて利用者に指導を行う場合があります。
- ③ 利用は、利用者の責任において行うものであるため、利用中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は、利用者の責任において行って下さい。
- ④ また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、利用者は速やかに担当する河川の担当出張所等に通報し、適切に対応して下さい。
- ⑤ なお、利用者が原因者である河川管理施設に対する損害については、河川法第 18 条に基づき、その原因者に復旧を求めるとともに、河川法第 67 条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めます。
- ⑥ 利用者は、河川管理者から利用の停止の指示があった場合は、すぐに停止して下さい。なお、停止に伴い必要となる費用は利用者の負担とします。

11. 河川法の許可等手続

河川法第 24 条(土地の占用の許可)の許可を受けるとともに、利用の形態によっては、別途河川法

第 20 条(河川管理者以外の者の施行する工事等)に係る承認, 第 25 条(土石等の採取の許可), 第 26 条(工作物の新築等の許可), 第 27 条(土地の掘削等の許可)に係る許可等を必要とする場合があります。選定した後, 手続きの方法等について, 別途説明します。

12. 利用時の占用料

利用の形態によって河川法第 24 条又は第 25 条の許可を要する場合には, 河川法第 32 条第 1 項に基づき, 各県が徴収する占用料等の対象となる場合があります。

13. 問い合わせ先

応募手続きに関する問い合わせは, 「2. 応募手続き等④応募書類送付先・問い合わせ先」に願います。

14. スケジュール

選定結果の通知予定: 応募締め切り日から概ね 1 ヶ月前後

河川法の申請: 選定結果通知後に説明する内容に従い, 必要な書類を提出下さい。

許可書の発行: 河川法の申請書受付後, 概ね 1 ヶ月前後を予定しています。

利用が可能となる時期: 河川利用についての許可の日以降

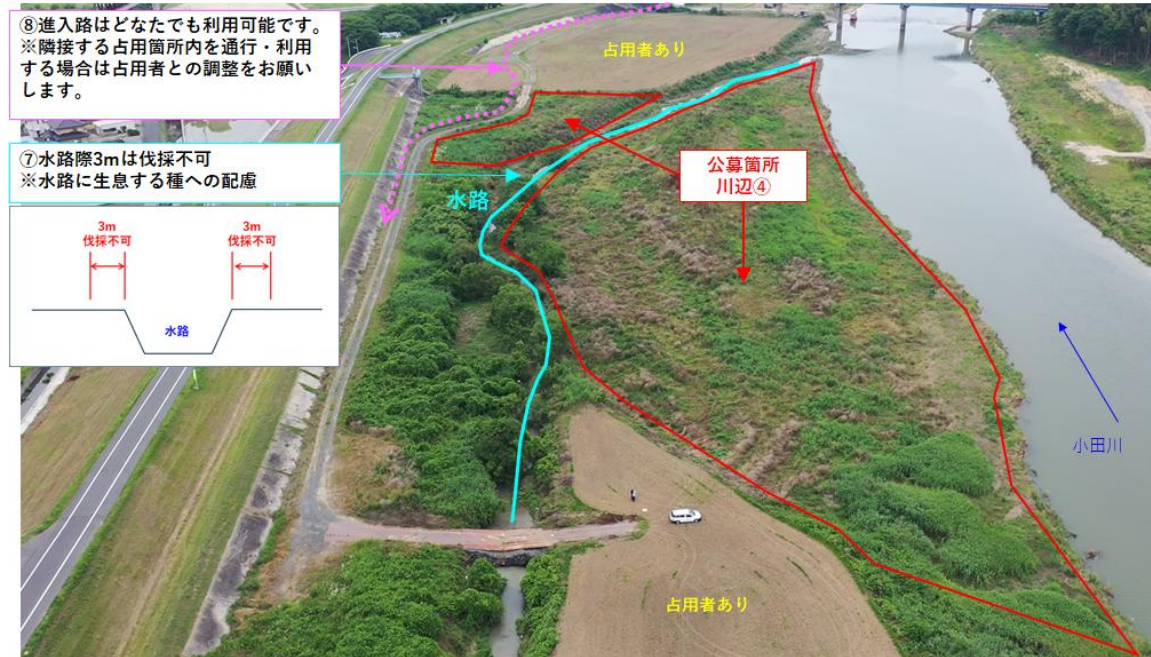
なお, 応募状況等により, スケジュールが前後する場合があります。また, 選定通知後の辞退により繰り上げ選定通知を行った場合等には, スケジュールが大幅に遅れる場合があります。

15. その他留意事項

- ① 河川空間は洪水による増水等により浸水する場所であることに留意し利用形態を検討ください。
- ② 土石等の採取や工作物の設置, 樹木の植栽, 土地の掘削等を伴う場合は, 治水上又は利水上の支障を生じないようにする必要があります。その際には, 事前に利用形態に応じた河川法に基づく承認や許可が必要になる場合があります。
- ③ 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか, また, 公募時に提示した利用区域の中から選んでいるかなど, 地図又は図面等により正確に確認下さい。
- ④ 選定段階に, 他の応募者と利用場所が競合した場合, 河川管理者が, 応募者の意向を確認し利用場所の調整をする場合があります。
- ⑤ 進入路の設置など, 利用にあたっての要望や条件がある場合には, 応募時に付記下さい。要望等に沿えない場合もありますが, 河川管理上の必要性について判断し, 河川管理者により整備等を行う場合もあります。水路を横断する場合は, 構造等について河川管理上確認・調整する必要があります, 時間を要することがあります。なお, 利用にあたって付記された施設整備等の条件を, 河川管理者が実現できない場合には選定しません。
- ⑥ 利用の形態などに疑義がある場合や利用の妥当性や実現性をヒアリングによっても判断することができない場合には, 選定しません。また, ヒアリング後, 必要に応じて, 利用範囲や土石等の採取の位置や規模, 設置する工作物の位置や構造, 植栽する樹木の樹種や範囲, 土地の掘削の位置や規模が分かる図面等の提出を求める場合があります。
- ⑦ 水路に生息する生物への影響を考慮し, 水路際 3m は伐採しないようにお願いします。
- ⑧ 今回の公募箇所隣接する区画(公募箇所の上下流側)では, 現在, 河川空間利用として, す

でに占用許可済みとなっています。隣接する占用箇所内を通行・利用する場合は占有者との調整をお願いします。なお、既設の進入路についてはどなたでも使用可能です。

■補足



別添 応募様式

令和 年 月 日

中国地方整備局

岡山河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名:

住 所:

電 話 番 号:

F A X 番 号:

電子メールアドレス(所有者のみ):

令和8年7月21日付けで公募された「小田川の樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用者の募集」について下記のとおり応募します。

なお、樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用者の募集の公示及び樹木の再繁茂抑制に資する河川空間利用公募説明書について、内容を確認のうえ了承していることを申し添えます。

記

1. 応募場所

河川名	区画番号
小田川	川辺④

2. 利用に関する計画

利用予定期間:令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(のうち 日間)を予定

利用形態の分類:※該当する利用形態の分類に□にレ点か■を記入願います。

- ☐ 地域住民の福利厚生のための利用
- ☐ 地域防災活動のための利用
- ☐ 河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりのための利用
- ☐ 河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のための利用
- ☐ 住民の生活又は事業のために必要な利用

※利用形態の分類は公募説明書(6. 公募する利用の形態)を参照ください。

利用方法:

例 1) 採草機械を使用し河川敷の草を採草し搬出, ●●組合内で●●の飼料等として利用する。

●●組合には, ●者が加盟し約●●頭の●●などを飼育している。

例 2) ●●の練習場として河川敷を利用する。●●団体では, 約●●名が在籍し●●程度の頻度で練習等を実施する予定。利用にあたり, ●●を目的に●●, ▲▲を設置する予定。

※利用形態や利用者の範囲, 利用者の規模などを踏まえできるだけ具体的に記載ください。また, 利用に当たり工作物の設置や樹木の植栽, 土石や樹木等の採取, 土地の掘削等 を伴う場合はその内容を記載ください。

(利用方法について記載してください)

→

樹木の再繁茂抑制方法:

例 1) 採草牧草地として年●回程度採草することで, 樹木の繁茂の抑制に繋がる。

例 2) ●●広場として利用するに当たり, 年●回程度広場の整備を行うことで, 樹木の繁茂抑制に繋がる。

例 3) ●●として利用するに当たり, 年●回程度除草を行うことで, 樹木の繁茂抑制に繋がる。

※樹木の繁茂抑制に資する利用や利用のための準備作業について内容, 頻度等を踏まえ, できるだけ具体的に記載ください。

(樹木の再繁茂抑制方法について記載してください)

→

3. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□に、レ点か■を記入願います。

□ 以下のいずれにも該当しない

□ 以下のいずれかに該当している

- ・過去3年間に許可(河川法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)に係る承認, 第24条(土地の占用の許可), 第25条(土石等の採取の許可), 第26条(工作物の新築等の許可), 第27条(土地の掘削等の許可)))を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ・公募期間中において, 予算決算及び会計令第70条又は第71条の規定に該当するとして, 指名停止等を受けている者
- ・公募期間中において, 会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者・公募期間中において, 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ・直近1年間の税を滞納している者
- ・警察当局から, 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり, 当該状態が継続している者

4. 利用にあたり河川管理者に要望する整備等の条件

進入路の設置など, 利用にあたっての要望や条件がある場合には, 応募時に付記下さい。

要望等に沿えない場合もありますが, 河川管理上の必要性について判断し, 河川管理者により整備等を行う場合もあります。水路を横断する場合は, 構造等について河川管理上確認・調整する必要がある, 時間を要することがあります。

なお, 利用にあたって付記された施設整備等の条件を, 河川管理者が実現できない場合には選定しません。

(進入路の設置など, 利用にあたっての要望や条件がある場合には記載してください)

→

河川名	区画番号
小田川	川辺④

別紙

